商會銀行社店

就職案內

97
6
452

と耳を傾けて居ると、二人連は隣室に其んな話盜人が居るとは氣のつかぬ樣子で、尙も聲高に語り續けたのは、甲州で水晶のウンと出る處を見つけたから、横濱へ買り込みに行ッて相談が出來たので、翌日は水晶山の持主に掛合ッて一手に引受けやうと云ふ話だ。

棚から牡丹餅、隣室から金儲けがコロ〳〵轉ッて來た樣なもので翌朝早立をして彼の二人連の先へ廻ッて水晶を全部買ふ約束をしてしまッた。是が逸平君の運の開き始めであッたさうなが、其後逸平君人に語ッて曰く「金儲けを盜んだのは珍らしからう」

▲村山龍平の大氣焰▼

故の末廣鐵腸が國會新聞を出して損に損を重ねて、如何にも斯うにも遣り繰りが着かなくなッたので、村山龍平に善後策の相談に及んだ。

ところが龍平「宜しい私が引受けやう其の代り私の爲る事に異議を申込まれては困る、何でも總てを私に任せて貰ひたい」と云ふ。末廣も困りきッた處だから「總てを任せやう」と云ふと「其ならやりませう」と翌日

を始めて居ることが判れば、少しの辛抱だからとて種々に撫めて、その轉職を思ひ止ましむる程にして居る。故に由來當銀行にて、銀行の都合上より行員の免職せられし者はない位である。されば月給は安くとも、兎も角安心してその身を當銀行に任せて奉公することが出來る。故に銀行の方でも要するに比較的安い給料を出して、腰の落ち付いた人物を傭ふことが出來る譯で、雙方ともに利益を得ることとなつて居る。

大倉組（京橋區銀座二丁目七番地）

當商店の事業

本社は海外貿易及び諸官衙民間需要品の供給、幷に移民取扱ひに關する業務を執行するの目的にて、明治二十六年十一月に創立せられたものである。本社にて取扱ふ所の供給品の種類を云へば、一般の被服及びその材料、糧食、諸函、木材類、和洋諸器械、鐵道用材料、皮革具等より室内の裝飾に至るまで、一切の物品の取次販賣、製造販賣、代理販賣を取扱つて居る。資本金は百萬圓で、支店、出張所は内地及び淸韓英米等を合せて十八個所に設けてある。

當商店内部の組織

本社の代表者は頭取大倉喜八郎氏で、取締役は大倉粂

早速出社して、編輯員を片ッ端から免職して、殆ど半分許りにしてしまッた。

末歳も是には驚いて「今までゝさへ記者が少なくッて困ッて居るのに、其を半分にされては碌な新聞は出來なくなる、苦情を云ふのではないが再考して貰ひたい」と言ふと「新聞は白い紙でさへなければ結構だ。白紙は新聞としては賣れないが、何でもゴチャ〳〵活字を並べて印刷してあれば夫で結構なのだ。賣れる賣れないは記者の手腕より營業係の手腕にある。碌でもない新聞を拵へて下すッて宜しい、營業部の方でウンと賣りますから」と氣焔を吐いたさうな。

▲今村清之助福の神となる▼

故の今村清之助の友人に菅沼某と云ふ人があッた。横濱で一緒に銀相場を行ッて居たが御互に金錢の貸借は決して爲ぬ約束をして居た。

ところが或る時菅沼は不圖した手違ひから大損をして、二進も三進も行かなくなッたので、雇人は解雇する、商賣は出來ず、毎日々々宅に許り燻ッて居るので、懇意な者が「お前は馬氏、寺田政成氏、副頭取は高島小金治氏である。

社員は六十人餘で、庶務、會計、內國部、外國部の四に分れて居る。內國部は主として諸官衙の御用で、外國部は主として海外貿易。外に土木部と云ふのがあるが、これは大倉粂馬氏單獨の營業と爲つて居る。當大倉組にては東洋屈指の大商店と稱せられる丈あつて、事務員雇員及び各地方出張員を合計すれば總員三百餘名にも達して居る。所が甚だ奇觀なのはこの大商店に於て社員と稱するは唯だの四人てある。それは前の頭取、副頭取、取締役である。而して他は皆使用人と稱して居る。之は畢竟社員に新參古參の別を立てず、誠實勤勉の者はドシ〳〵拔擢登用することの出來る樣便利上の組織である。使用人の中に事務員、雇員、臨時雇、見習の名稱がある。事務員は普通の正社員て、雇員は準社員に相當して居る。臨時雇は地方出張所の一時の日雇の類であつて、見習は事務員見習で、之は將來の事務員に上るべきものであるが、多くは給仕上りの者が登用せられる階段である。

當店にては如何なる人物を歡迎する乎

本社にては何處の學校出身者若くは何程度以上の修學者でなくば社員として採用せぬと云ふ規定はないので、要するに活動的元氣に富み、常識の發達し、語學

と普通學に通じ、實業上の大勢に明るい人物を歡迎するのである。現在に於て使用せる社員にては帝國大學、慶應義塾、高等商業學校、東亞同文會、外國語學校、大倉商業學校等の出身者が多數を占めて居る。

當店の平民主義と店員の活動

本社の特長と稱すべきは社員間に嚴めしき階級がなく、全く平民主義である爲めに、下々の者迄も思ふ存分の働きの出來ることである。若し有望の仕事を思ひ付いた時には早速重役の所に往いて之れ〳〵と自分の意見を遠慮なく陳べて事を計ることが出來る。重役が之を賛成すれば直ちに實行にかゝると云ふ有樣であるから、如何に青二才の者でも腕次第では如何なる働きも出來る。故に普通の外の會社の如くに階級の制度が八釜敷つて、各自の職務が規則的に定まつて居ると云ふ組織とは、全く違ひ方を異にして居る。

當店使用人採用の方法

當店に於て使用人採用の方法は甚だ簡便なもので、重役の思召にさへ適すれば直ちに事務員になり、雇員になりの職に就くことが出來る。その簡便なることは他の會社などとは比較にはならぬ。唯給仕のみは採用の際には條件がある。年齢は十五を限りとし、學力は小

今村と仲が善いのだから、今村に資本だけ融通して貰ッたら宜からう、彼は此頃大分儲いて居る樣子だから」と云ふ人もあッたが前の約束が有るから貸して呉れとも云へない。或る晩例の如く茫然考へ込んで居ると、格子の外から何か投げ込んだ者がある。はてな何だらう、惡戯に石でも投げたのか知らん、落ち目になると碌な事はないと口小言を云ひながら拾ッて見ると、紙に包んで金が二百兩。天から降ッたか地から湧いたか、福の神の落し物か貧乏神の拾ひ物か、是は妙、是は不思議と驚いたが、熟く考へて見ると、是は正に今村の爲業に相違ない。此方で貸して呉れとも云へない樣に、先方でも貸してやらうとも云へない譯だから是は言はず語らず、投げ込んで貸して呉れたに相違ない。持つべきものは親友だと大喜びで、早速其を資本に商賣を始めると忽ち損を取り返して幾千か樂になッたので、二百兩耳を揃へて持ッて行ッて、其の節の親切を謝し、思ひ出しては嬉し涙に咽びながら、彼の金を返さうとすると今村も菅沼の成功を喜んで貰ひ泣きに嬉し涙をホロリ。ニヤリと笑ッた

が案知らぬ顔で、「私は君に金を貸した覺えはないよ」と如何しても受取らなかッたさうだ。

▲罰は覿面半熟の飯▼

と云ふのも古いが、市役所の二階で泰然として腰を抜かした江崎禮二が、寫眞屋になッた初々初めは明治四年のことで。

其頃寫眞屋と云ッては、横濱に下岡蓮杖が開業してゐる許り。此の下岡は現今九十餘歳の高齢者、根岸笹の雪の近所に住ッて居るが、是から洋畫を研究するのだと力んでゐる畸人だ。

其の下岡の處へ弟子に入ッた。尤も其の前に久世某と云ふ同郷人に一通りは教はッたけれど、其はほんの素人業なので、是を勉强して商賣にしやうと思ッて下岡に頼んだのだ。

二三ヶ月居る内に、もと〳〵下稽古が出來て居たのだから、全然覺えたので、暇を貰ッて東京へ歸り、芝の宇田川町に唐物屋をして居る武藏屋の藤吉と云ふ男に頼んで、其の二階を借りて、愈々開業することになッた。

併し元からの風來坊、資本と云ッて

學校卒業程度にて採用試驗を施し、その上にて見習ひ雇人となる。その後は各人の成績次第で昇進するものと爲つて居る。

當商店使用人待遇の一般

當商店の地方出張所長と、各部長とは主任と稱せられて居るが、此主任の最高級者が月俸百圓で、普通雇人の最下級者が十五圓位迄である。又使用人に對する年二季の賞與の如きに至つては甚だ大摑みのやり方である。一體、頭取大倉氏の遣り方が千圓以下は十露盤外と云ふ主義であつて、決算より生ずる年度の純益の千圓以下のものは計算の中へ加へないと云ふ遣り方であるから、使用人の賞與の如きに至つても、事務員雇員の區別はなく、各自の受持の事務に就て好成績を擧げたものは月俸の五割も六割も與へられるが、よしや主任の肩書はあつても、會社に多くの純益を擧げしめ得ざるものは薄給者の賞與と大差のないと云ふ遣り方である。

使用人の執務と恩給

總べての遣り方を箱詰とせぬことが、大倉組商店の特色であらう。執務時間も四季一定して居る譯ではない、普通には午前九時より午後四時迄位であるが、隨時適

は百もないので、藤吉の世話で金を借りて買ひ、其で漸々始めた位だから、少し經つと其の金も使ひ盡し、其日々々の米代にも困るやうになつて來た。

其頃はまだ寫眞は切支丹バテレンの法、寫すと壽命が縮まると云ふ迷信があつた頃だから、御客と云つては極めて少い。

ある日米が盡きてしまつたので、今日はまづ一日絶食かな、稀には其も宜からうなどゝ貧乏慣れて來た上に自暴自棄の氣味で、布團に包まつて寢て居る處へ、助ける神の御客があつた。

揚腹をかゝへて辛而寫して、客を歸すとすぐ其の錢を持つて米屋へ駆けつけ、米は買つて來たが、考へて見ると其を炊くべき薪がない。

どうせ竈は武藏屋のを使ふのだから薪も貸して下さいと云つても宜い譯だが、其もゝう度々だから云ひかねる、何か巧い工夫はないか知らんと、二階の窓から青ざめた顔を出して其邊を見廻すと。

隣家で煤掃をした時に捨てた古下駄が五六足轉つて居る。天の與へと喜んで、其を拾つて飯を炊いてゐる處

宜に變更せられたこともある。夜業するとせぬとは使用人の勝手であるが、要するに勞力に對する相當の報酬は間違はない。此商店の方針として一度雇傭したものは奈何なる都合があつても解雇せぬ位であるから、老朽淘汰などの殘酷な眞似は爲ない。白髮の翁で自分で辭職を申出づる迄は使用する位である。若し雇人の中で不埒を働いて巨額の金を消費する者があつても、決して法律上の罪人として公に持ち出さず、多くは轉任せしめて依然使用する位である。故に是等の人で大に改心して、當店の爲めに身命を惜まぬ働きを爲る者も少くない。若し一身の都合上辭職する者は、在職中の勤勞に依つて慰勞金の給與を爲すが、その金額も大

掴の遣り方で規定などはない、尙又使用人で親族中の不幸に會つたものある場合には商店より香華料を給與し、疾病に罹る者があれば雇人一同が各自の月俸中の何分を割き醵金して見舞金を送るの習慣がある。

明治生命保險株式會社

（麹町區八重洲町二丁目一番地）

本社の設立

當明治生命保險會社は明治十四年七月に創立せられしものであつて、資本金は拂込濟額が十萬圓責任準備金三百七十二萬九千餘圓、總株數は一千株、株主は七十四

の會社にて聘用せる專門家の顧問があれば、通常の場合に不斷に要する人物は要するに必ずしも高等の教育を修めずとも常識に富み、從順にて、勤勉にて、頭腦も明晰、見識あり而かも算數と文筆に巧みなることを要する。

銀行
會社
商店

就職案内 終

26/8/40

ので其送別の宴を某樓に催した時部下のものは松田に向ッて「是非今度は我々を代表して御出席願ひたい、其代りに會費の方は決して御心配なく、我々一同が皆等分して負擔致しますから」とヒラケた話に松田は其相談に甘ま〳〵と乘ッた。

其月の月末、松田が月給を受取ッて見ると、其の封筒の上に記して曰く「內金何圓藤瀨君送別會會費差引」松田呆然啞然茫然憤然、顏色七面鳥の如くだッたと云ふ。

明治抬 實業家逸話 終

明治四十年五月三十日印刷
明治四十年六月三日發行

定價金參拾錢

著者 細谷丈夫
發行者 東京市神田區三河町一丁目十九番地 瀨木博尙
印刷者 東京市神田區松下町十番地 橫田五十吉
印刷所 東京市神田區松下町十番地 橫田活版所
發行所 東京市神田區三河町一丁目十九番地 博報堂

不許複製